

【住宅建築係・管理係】

1 住宅総務費 **5,206万円**

市が管理する住宅総数は1,274戸です。このうち川内団地など市営住宅が1,034戸、特定公共賃貸住宅2戸、市有住宅は102戸、地域振興住宅は136戸を管理しています。

住宅使用料を主な財源として、住宅の改修・修繕などの住宅管理を計画的に行っています。老朽化等により機能低下や継続管理の困難な住宅については、建替えや改善、用途廃止などを計画的に進めます。

住宅使用料は住みよい住宅環境を維持する為の大切な財源です。納期内に納めましょう。

曾於市営・特公賃・市有・振興住宅管理戸数 平成31年4月1日現在

| | 市営(戸) | 特公賃(戸) | 市有(戸) | 振興住宅(戸) | 計(戸) |
|-----|-------|--------|-------|---------|-------|
| 末 吉 | 314 | 2 | 43 | 69 | 428 |
| 大 隅 | 436 | 0 | 36 | 39 | 511 |
| 財 部 | 284 | 0 | 23 | 28 | 335 |
| 計 | 1,034 | 2 | 102 | 136 | 1,274 |

2 スtock総合改善事業 **2,903万円**

社会資本整備総合交付金を主な財源として、既設市営住宅について計画的に改善を進めます。

- (1) 業務委託 川内団地4号棟の外壁落下防止等改善工事設計業務
- (2) 改善工事 川内団地4号棟の外壁落下防止等改善工事



外壁落下防止等改善予定の市営川内団地（4号棟）

3 住宅建設費 **326万円**

社会資本整備総合交付金を活用して、公営住宅整備事業により、桜ヶ丘団地の建替について、民間のノウハウの活用により、2020年度の竣工に向けて事業を進めます。

- (1) 業務委託 PFI事業「バグ」-業務



建替予定の市営桜ヶ丘団地

4 地域振興住宅建設事業

6,841万円

市の単独事業などに使われる過疎債を活用し、地域の要望等をふまえて、新規転入者の若者世帯が居住できる新たな住宅の建設により、地域の活性化を推進するため地域振興住宅3戸の建設を計画しています。



地域振興住宅

【建築係】

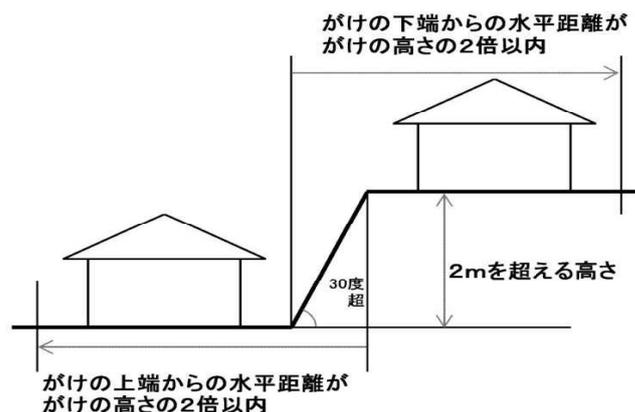
1 がけ地近接等危険住宅移転事業

815万円

がけに近接する危険住宅には、補助金を交付する制度があります

移転者に危険住宅の除却等に要する経費と新たに建設する住宅（購入も含みます）に要する経費に対し補助金を交付する制度です。

危険住宅とは、下記のような昭和46年8月31日以前に建築された住宅です。



(詳しくは建設課までお問い合わせください。)

2 住宅耐震改修等促進事業

126万円

地震による木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、下記の補助を行っています。

(1) 耐震診断補助 募集棟数 3棟

耐震診断資格者による診断に要する経費を補助します。既に耐震診断を終えている場合は対象外となります。また、1棟につき120,000円を限度とします。ただし、対象外経費は除きます。

(2) 耐震改修補助 募集棟数 3棟

木造住宅耐震改修に要する経費を補助します。既に耐震改修を終えている場合は対象外となり、診断を受け未改修のときは対象となる場合があります。また、1棟につき300,000円を限度とします。

(3) 補助の要件

- ・耐震診断及び耐震改修工事を行う木造住宅の居住者または所有者であること。
- ・昭和56年5月31日以前に着工された1戸建て住宅、長屋及び共同住宅で2階建て以下かつ延べ面積500平方メートル以下のもの。
- ・市税等の滞納がないこと。

【建築係・用地係】

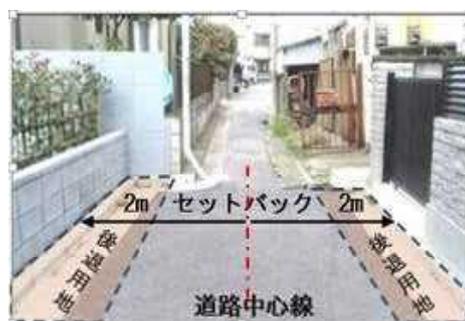
1 狭あい道路整備等促進事業

301万円

都市計画区域内における建築行為に係る狭あい道路(幅員4m未満の道)の後退用地を寄附していただき、市が後退用地の分筆測量及び登記費用の負担、並びに後退用地を整備することにより、緊急車両の通行や災害避難等を円滑にするなど生活環境の向上を図ります。

敷地が、狭あい道路(建築基準法第42条第2項道路)に面している方で、次の予定がある場合は本庁建設課までご相談ください。

- 建築の新築、増改築をする場合
- 門や塀などを撤去する場合
- 敷地前の道路を広げたいとお考えの場合など



【用地係】

1 危険廃屋解体撤去事業

2,850万円

市民の安心安全と住環境及び良好な景観づくりを推進するため、危険廃屋の取り壊し、撤去、処分にかかる工事費の一部を補助する事業を実施します。

但し、解体撤去を行う業者は、市内業者に限ります。

【補助基準】

- ・工事経費が30万円以上
- ・対象工事費の30%
- ・最高30万円補助

2 住宅リフォーム促進事業

1,290万円

地域経済の活性化と快適な住環境の整備による定住促進を図るため、市民自ら居住する住宅のリフォーム工事費の一部を補助する事業を実施します。

但し、リフォームを行う業者は、市内業者に限ります。

【補助事業】

- ・工事経費が20万円以上
- ・対象工事費の10%
- ・最高15万円補助

空き家等の実態を調査することにより空き家の利活用を図り、また危険廃屋等の撤去推進を図ります。

空家には次の種類があります

- ①活用空き家 すぐに活用が可能な空き家
- ②不明空き家 所有者等の活用意向が不明な空き家
- ③事情空き家 さまざまな事情から、管理出来ない空き家
- ④放置空き家 放置されているだけの空き家

※空き家等問題に関しては本庁建設課へご相談下さい。

なお、空き家バンクについては本庁企画課となります。

建築物を建てる場合には、建築確認申請・工事届けが必要です

建築基準法は生命・健康・財産を守るため、建築物の敷地・構造・設備・用途及び地震や火災などに対する安全性や地域の環境など必要な基準が定められています。建築物を建てる場合には必ず守らなければなりません。

建物を建築する際は、定められた建築確認手続や届出をしましょう。

【土木係・計画係】

1 道路維持費

2億4,060万円

市道において、舗装・側溝・路肩・法面等の維持補修管理を適正に行い、交通安全と日常生活の利便性の向上を図ります。また、市内各自治会の皆様にご協力を頂きながら市道清掃を実施し、市道の保全と地域の生活環境改善に努めます。

【主な事業内容】

- (1) 維持補修作業
- (2) 自治会道路清掃（報奨金）
- (3) 道路清掃業務委託（伐採等）
- (4) 維持工事（舗装補修・側溝改修等）
 - 末吉管内…川内・高松線 外23路線
 - 大隅管内…市吉・田尻線 外29路線
 - 財部管内…正部・十文字線 外22路線



側溝設置予定箇所



舗装補修予定箇所

2 市単独事業

3, 191万円

舗装後経年劣化による舗装の打替の必要な市道や、幅員が非常に狭い未改良市道など比較的延長の短い区間で、市民の日常生活に多大な支障をきたしている路線について、効果的な改良・舗装を行い、地域に密着した道路整備に努めます。

【主な事業内容】

- (1) 測量設計委託（2路線）
 - 大隅管内…中野・岡元線
 - 財部管内…新田3号線
- (2) 改良・舗装工事（5路線）
 - 大隅管内…中野・岡元線
 - 平木・伊屋松線
 - 財部管内…北校線
 - 新田3号線
 - 閉山田・踊橋線



中野・岡元線



北校線

3 辺地対策事業

1億3,333万円

市内の辺地地域内の市道において、幅員狭小や急カーブ等が多く、地域住民の日常生活に支障をきたしている未改良路線について、改良舗装整備に努めます。

【主な事業内容】

- (1) 測量設計委託（1路線）
 - 大隅管内…神牟礼・沖上線
- (2) 新設改良工事（8路線）
 - 大隅管内…須田木線，神牟礼・沖上線
 - 笠木・かんじん松線
 - 財部管内…大峯・永里線，桐原・溝ノ口線
 - 荒川内・八ヶ代線，高塚線
 - 古井・荒川内線



須田木線



桐原・溝ノ口線

本市の比較的幹線的な市道において、幅員狭小や急カーブ等が多く、地域住民の日常生活に支障をきたしている未改良路線について、改良舗装整備を行い過疎地域の活性化に努めます。

【主な事業内容】

(1) 測量設計委託（9路線）

末吉管内…梶井・岩南線

大隅管内…市吉・梶ヶ野線，桂・二重堀線

土成・柳井谷線，船迫線

馬場・中園線

財部管内…切通・七村線，大良線

杵比野・八ヶ代線

(2) 新設改良工事（19路線）

末吉管内…後迫・鶴木線，種子田・入佐線

国原・徳留線，蔵之町・後迫線

川内・野田・尾崎山線

梶井・岩南線，高尾・緩毛原線

蔵之町・五位塚線

大隅管内…桂・二重堀線，紺垣線

土成・柳井谷線，二重堀・北線

上諏訪・花白線，市吉・梶ヶ野線

川路山・中須田木線

持留・あけぼの線

財部管内…切通・杵比野線

中谷線，大良線



梶井・岩南線



蔵之町・後迫線



馬場・中園線



切通・杵比野線

5 社会資本整備総合交付金事業

4, 161万円

東九州自動車道等幹線道路へのアクセス道路として重要な路線であり地域産業の基盤強化と生活環境の改善を図るため、改良舗装及び舗装修繕に努めます。

【主な事業内容】

(1) 改良舗装工事(2路線)

大隅管内…河原・飛佐線,
笠木・かんじん松線



河原・飛佐線



笠木・かんじん松線

6 公共施設等適正管理推進事業

5, 350万円

主要市道の舗装や法面等の改修を実施し施設の長寿命化を図ることにより通行の安全と交通アクセスの円滑化に努めます。

【主な事業内容】

(1) 舗装等改修工事(5路線)

末吉管内…五位塚・カンジン松線
中岳ダム線
大隅管内…二重堀・川路山線
平木・別府線
財部管内…正部・十文字線



中岳ダム線



正部・十文字線

市道の排水路整備は、道路の機能保持に不可欠なものであり、豪雨等により災害を起こす恐れのある側溝や流末水路等を整備し、良好な道路機能の確保に努めます。

【主な事業内容】

(1) 測量設計委託（5路線）

末吉管内…友常・唐竹山線

大隅管内…河原・飛佐線，沖上・大川原線
須田木線

財部管内…正ヶ峯・田平線

(2) 排水路工事（20路線）

末吉管内…緩毛原・七村線，小倉・高松線
湯之尻・福留線，友常・唐竹山線

大隅管内…西竹山線，中村線，下須田木線
河原・飛佐線，沖上・大川原線
梶ヶ野・蕨谷線

財部管内…今別府線，上七村・川畑線
板越1号線，下中野・炭山谷線
馬立・須賀線，田代1号線
七村4号線，荒川内・八ヶ代線
馬立・畷ヶ山線，大峯線



湯之尻・福留線



沖上・大川原線



正ヶ峯・田平線



上七村・川畑線

8 橋梁長寿命化修繕事業

5,010万円

老朽化及び劣化した橋梁の修繕・維持管理を計画的に行い、車両や歩行者の安全な通行を確保し、落橋等を未然に防ぐとともに橋梁の長寿命化を図ります。

【主な事業内容】

- (1) 橋梁修繕調査設計業務委託
財部管内…井手頭橋
- (1) 橋梁点検調査業務委託
市管理橋梁の点検調査(22橋)
- (2) 橋梁修繕工事(2橋)
末吉管内…本明橋
大隅管内…坂元馬庭橋



本明橋



坂元馬庭橋

9 交通安全施設整備事業

2,972万円

市道の見通しの悪い急カーブや交差点及び道路外への転落等の恐れのある道路において、道路反射鏡・ガードレール・外灯・区画線等の交通安全施設を設置し歩行者及び通行車両の安全確保に努めます。

【主な事業内容】

- (1) 外灯・街路灯等の設置や管理
- (2) 交通安全施設設置工事
道路反射鏡, 防護柵, 区画線, 外灯,
道路警戒標識等



区画線設置予定箇所



防護柵設置予定箇所

10 河川費（河川総務費，砂防費）

4,930万円

河川の維持工事を計画的に行います。また，県営事業の砂防工事や急傾斜地崩壊対策事業の推進と負担金を支出し，地域住民の生命財産の保護に努めます。

【主な事業内容】

- (1) 県単急傾斜地崩壊対策工事（1地区）
財部管内…川内2地区
- (2) 県営事業負担金
急傾斜地崩壊対策事業（3地区）
末吉管内…大沢津地区
大隅管内…新城地区
財部管内…片平地区
県単砂防施設整備事業（2地区）
大隅管内…別府谷地区，倉ヶ谷地区
- (3) 河川維持工事（9河川）
末吉管内…迫下川，獅子込川，町下川
大隅管内…平木川，新留川，松尾田川
財部管内…後川，瓶台川，今別府川



川内2地区



新城地区

11 都市計画総務費

3,211万円

都市計画行政の円滑な運営と，よりよいまちづくりの推進に努めます。

【主な事業内容】

- (1) 立地適正化計画策定委託
- (2) 都市計画変更業務委託
- (3) 櫛上残土処分地整備工事
- (4) 上町地区分譲地改修工事
- (5) 都城志布志道路流末排水路整備負担金
(整備活用促進大会を曾於市にて開催)



都城志布志道路流末排水路整備負担金

12 都市公園管理費

3,053万円

市民が都市公園を利用し，スポーツに親しみ健全な心身を養う憩いの場としての機能を十分に発揮し，福祉の増進を図るため維持管理に努めます。

【主な事業内容】

- (1) 公園清掃業務委託
- (2) 公園遊具安全点検
- (3) 公園整備工事
大隅管内…鳴神公園整備工事



鳴神公園

水道事業会計

本市水道事業は、給水開始以来その事業の目的である安心、安全な水を供給してきました。給水戸数及び給水量共に若干の増減はあるものの順調に運営されています。

本年度は、業務予定量として給水戸数を14,052戸、年間給水量3,248,251立方メートル、1日平均給水量8,899立方メートルを予定しています。

1 主な水道事業会計費用

| | |
|---|------------------|
| (1) 収益的支出 | 5億4,572万円 |
| いつでも水道を使用できるよう、各家庭に水を送り届けるための維持管理に必要な修繕費や動力費、人件費及び企業債の利息として支払う経費です。 | |
| (2) 資本的支出 | 5億1,885万円 |
| 水道管の布設や、水源地・配水池等の施設を新設や改良する経費及び企業債の元金償還として支払う経費です。 | |

2 施設の主な整備計画

本年度の主な施設更新や施設整備工事は、末吉地域上簡水統合事業により南之郷地区の水源地確保及び施設更新、各施設維持管理をそれぞれ行い、安心安全な水をより安定的に供給し住民サービスの向上を図ります。

| | |
|-------------------------------------|------------------|
| 本庁関係 | 4億0,067万円 |
| 末吉地域上簡水統合事業・・・・・・・・・・導・送水管布設・ポンプ場整備 | |
| 水道管布設工事・・・・・・・・・・一式 | |
| 大隅支所関係 | 1,000万円 |
| 水道管布設工事・・・・・・・・・・一式 | |
| 財部支所関係 | 2,080万円 |
| 水道管布設工事・・・・・・・・・・一式 | |

3 整備予定施設



末吉地域上簡水統合事業 岡下ポンプ場予定地

笠木簡易水道事業会計

平成28年度で施設整備を完了し、安心、安全な生活用水を市民に安定的に供給するため平成31年度は、維持管理費を計上しています。

1 簡易水道事業計画

| | |
|----------------------------|-------|
| (1) 簡易水道総務費 | 920万円 |
| 笠木簡易水道事業の業務運営に係る必要な事務経費です。 | |
| (2) 簡易水道建設費 | 1.4万円 |
| 笠木区域の新規加入者への量水器購入費です。 | |
| (3) 施設管理費 | 484万円 |
| 笠木簡易水道事業の業務運営に係る必要な維持経費です。 | |
| (4) 公債費等 | 329万円 |
| 一時借り入れをした債務の利子等です。 | |

2 主な施設



笠木配水池



桂水源地

住みよい快適な生活環境と大淀川の水質保全を目的として、下水道事業を進めてきました。平成9年度より工事に着手し、平成28年度末で計画面積200haを概成したところです。

平成31年度も施設の維持管理と下水道加入促進に努め、また汚泥脱水処理施設の整備や公営企業会計移行業務に取り組みます。

1 公共下水道事業計画

- | | |
|---|-----------|
| (1) 下水道総務費 職員の人件費や各種負担金、排水設備設置補助金等です。 | 3,662万円 |
| (2) 下水道建設費 管渠等の築造に伴う工事請負費等です。 | 7,480万円 |
| (3) 処理場管理費 下水道浄化センターの光熱水費、保険料、委託料等の維持管理費です。 | 2,132万円 |
| (4) 公債費等 これまで管渠築造工事、下水道浄化センター建設のために借り入れた債務の償還元金及び利子です。 | 1億2,438万円 |

2 施設の主な改良計画

- (1) 汚泥脱水処理施設整備
汚泥の脱水処理を行う施設を整備します。今年度は、建物を建設します。
- (2) 公営企業会計移行業務
これまでの特別会計から公営企業会計へ移行し、より良く経営状態を把握出来るようになります。



曾於市下水道浄化センター

浄化槽設置整備事業（個人設置型）**5,646万円**

し尿及び生活排水を浄化して、自然環境の汚染を防ぎ、住みよい生活環境を目指します。
この事業は、公共下水道区域と財部地区以外の全域（末吉地区、大隅地区）が対象で、浄化槽を設置する方に補助金等を交付する事業です。

浄化槽設置整備事業計画

| | | | | |
|---|-------|----------|--|----------------|
| (1) 浄化槽設置整備事業補助金 | | | | 4,396万円 |
| 末吉地区・大隅地区 | 125基 | | | |
| ・補助基本額 | | | | |
| 5人槽 | 1基当たり | 332,000円 | | |
| 7人槽 | 1基当たり | 414,000円 | | |
| 10人槽 | 1基当たり | 548,000円 | | |
| (2) 浄化槽設置推進助成金 | | | | 964万円 |
| 125基 | | | | |
| 補助対象事業費から補助金及び個人負担分を差し引いた残額に対して、10万円を限度に助成金を交付します。 | | | | |
| (3) 単独浄化槽撤去費補助金 | | | | 270万円 |
| 30基 | | | | |
| 単独浄化槽から合併浄化槽へ切り替えた際、単独浄化槽撤去にかかった費用に対して9万円を限度に補助金を交付します。 | | | | |

農業委員の役割

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づいて、市町村に義務づけられた行政委員会です。平成29年7月20日からは、「農業委員会等に関する法律」の改正により、公募制となり市長が議会の同意を得て任命する農業委員19名（許認可等）と平成29年9月1日からは、公募により農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員19名（現場活動等）が加わり38名で日常活動をしています。

農業委員と農地利用最適化推進委員は、連携をしながら農業委員会の主たる業務である農地の権利移動の許認可や農地パトロール、「貸したい」「借りたい」総点検活動、農業者年金業務、担い手への農地集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、認定農業者の育成、農業に関する調査研究、農業者への情報提供、行政庁への政策提言等を行っています。

農業委員会の活動内容

| 1 優良農地の確保 | 2 農家への支援 |
|--|--|
| (1) 農地転用・権利移動の申請受理並びに知事への進達 (2) 無断転用防止・農地パトロールの実施 (3) 荒廃農地の解消・農地の利用集積の促進 (4) 農地の利用状況調査、意向調査、再生利用が困難な農地の非農地判断 (5) 農家相談の開催、「貸したい」「借りたい」総点検活動 | (1) 担い手農家や認定農家に対する農地のあっせん活動 (2) 農業経営規模拡大事業の一部助成（貸し手・借り手に対する市の助成） (3) 農地流動化の促進 (4) 家族経営協定の締結促進 |
| 3 農政活動 | 4 農業者年金の加入促進 |
| (1) 認定農家や担い手農家と語る会の開催 (2) 国・県・市に対する建議及び要望 (3) 農政の調査研究 | (1) ゆとりある老後の生活支援活動 |
| | 5 農地中間管理事業 |
| | (1) 農地の貸し借りを支援 |

【総務係・農地係】

| 1 優良農地の確保対策及び庶務全般 | 3,014万円 |
|--|---------|
| 農地法に基づく諸手続き ○農地法第3条 農地を売買したり贈与したり貸借するには、前もって申請書を農業委員会に提出して農業委員会の許可を受けることが必要です。この許可により、名義変更の登記申請ができて、軽油免税のための耕作証明も受けられます。 | |
| ○農地法第4条・第5条 農地を耕作以外の目的で使うには、前もって申請書で県知事（4ヘクタールを超えるときは九州農政局長への協議）に許可を受けておかなければなりません。 申請書は、農業委員会を通じて県知事に提出し、許可までおよそ2ヶ月（農振除外はさらに延びます。）を要します。 法第4条は所有者自らの事業目的での転用について、法第5条は所有者以外の事業目的での転用について申請するものです。 | |

【無断転用には厳しい罰則】

許可を受けずに転用すれば、農地法違反ですので、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、都道府県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることができます。これに従わない場合は罰則が科せられます。

【届出】

- 2アールに満たない所有農地に畜舎や農機具倉庫などを建築する場合及び農地の形状変更（盛土等）をする場合には、用途変更届出が必要。
 - 相続等により許可を受けることなく、農地の権利を取得した者は、農業委員会に届出が必要。
- ◎ これらの申請を受けて、許可書や標識を交付したり、各種証明事務を行ったりします。

○利用状況調査・意向調査・非農地判断の実施

農地法により、毎年農地の利用状況調査を実施し、調査結果に基づき、再生可能な荒廃農地（A分類）・再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（B分類）・耕作中に分類し、特に優良農地の中の荒廃農地に対しては指導等を実施し、荒廃農地の解消を推進します。A分類については、意向調査を実施し、鹿児島県地域振興公社（中間管理事業）へ情報提供し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（B分類）については、非農地判断をします。

【農政係】

1 農家支援活動事業

700万円

大切な農地の売り買い・貸し借りは、農業委員会を通じて、“安全・安心”です。一定の条件を満たす農家には市の助成金があります。



2 農政活動事業等

農政部会では、曾於市の農業振興と農家の地位向上に寄与するための調査研究を行い、農家の意見を行政機関に建議・政策提案を行います。

また、農業施策研究のため各施設等の調査研修を行います。

【主な事業内容】

- (1) 認定農家と語る会を実施します。
- (2) 農業委員会だよりの発行を3月に実施します。
- (3) 小作料や農作業別標準賃金表等の農業関係情報を作成し公表します。

3 農業者年金加入促進事業

38万円

農業をされている方の老後の生活のゆとりと安心のため、農業者年金の加入促進と年金受給等の手続きを行っています。

加入の申し込み・相談は、農業委員会や農協で行っています。

【農業者年金の内容】

- (1) 将来の年金受給に必要な原資を自分で積み立て、運用し受給額が決定します。
- (2) 国民年金の第1号被保険者で、60日以上農業に従事する60歳未満の方が加入できます。
- (3) 毎月の保険料は2万～6万7千円の間で自由に選択でき、増減も可能です。
- (4) 加入・受給中死亡でも80歳までの保証付きの終身保険です。
- (5) 保険料は全額社会保険料控除となります。
- (6) 意欲ある担い手に保険料助成（政策支援）があります。